

入札説明書

この入札説明書は、令和元年（2019年）10月29日付け令和元年（2019年）北海道オホーツク総合振興局告示第77号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

網走家畜保健衛生所BSE検査室庁舎敷地除排雪業務

- ・トラクターショベル(ホイール型11t級(BS2.0m³)以上、
排出ガス第2次基準値以上適合車)1時間当たりの単価 予定数量35時間
- ・ダンプトラック(10t以上)1時間当たりの単価 予定数量5時間

(2) 契約の目的の仕様その他の明細

別紙委託業務処理要領のとおり

(3) 契約期間

契約締結の翌日から令和2年（2020年）3月31日まで

(4) 履行場所

北海道オホーツク総合振興局網走家畜保健衛生所BSE検査室庁舎敷地
北海道紋別郡湧別町字開盛 849-1

3 入札に参加する者に必要な資格

令和元年（2019年）北海道オホーツク総合振興局告示第76号に規定する令和元年度（2019年度）網走家畜保健衛生所BSE検査室庁舎敷地除排雪業務に関する資格を有すること。

4 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク合同庁舎 3階1号会議室
- (2) 入札日時 令和元年（2019年）11月8日（金）11時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし北海道財務規則（北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条の定めるところにより入札保証金の納付を免除されたものは、この限りではない。

7 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が确实と認める担保を提供すること。ただし、財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（1時間当たりの単価）が、財務規則第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1時間当たりの単価）の制限の範囲内で、かつ、入札金額（1時間当たりの単価）にそれぞれの予定時間数を乗じて得た入札総価額が最低である者を落札者とする。

(3) 落札者と契約の締結を行わない場合

ア 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

イ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

(4) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（1時間当たりの単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課

イ 所在地 郵便番号 093-8585 北海道網走市北7条西3丁目

ウ 電話番号 0152-41-0788(直通)

(6) 前金払はしない。

(7) 部分払はしない。

(8) 概算払はしない。

(9) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。